

## 第6章

### 保存(保存管理)



## 第6章 保存(保存管理)

### 1. 保存管理の方向性

#### (1) 史跡の保護と保全

飛鳥宮跡の本質的価値を次世代に継承するために、史跡として、地下遺構の万全の保護と保全を図る。

史跡指定地においては、文化財保護法上の現状変更についての取扱基準を設定し、史跡として適切な保存・管理を行う。計画対象範囲においては、条件の整った箇所について史跡への追加指定を進め、一層の遺構保護を図る。

#### (2) 積極的・包括的な調査研究と情報発信の実施

エビノコ郭および外郭を含めた飛鳥宮跡全体と、宮の付属施設である飛鳥京跡苑池について、積極的・包括的な発掘調査を実施し、飛鳥宮跡の構造と歴史的意義を解明する。また、学際的な検討と検討成果の情報発信をおこなう。このことにより飛鳥宮跡全体の本質的価値についての理解が深まるとともに、地下遺構を保存し継承することと、追加指定をおこなって万全の保護・保全をはかるための機運を醸成する。

#### (3) 歴史的風土・景観の保全

飛鳥宮跡は、宮都廃絶後以降の歴史を物語る各種文化財とともに、古都としての伝統と文化を継承する明日香村の歴史的風土を形成している。史跡指定地とその周辺で、地下に遺跡を内包しながら継承されてきた水田景観も保護すべき価値である。原則として、現在の景観を維持することを基本的な方向性とする。飛鳥宮跡から周囲を見たときの景観と、甘樫丘など周辺から飛鳥宮跡を見たときの景観の双方に配慮しながら、歴史的風土・景観の維持・保全を図るよう努める。

古都保存法においては、飛鳥宮跡全体において、第1種歴史的風土保存地区と第2種歴史的風土保存地区に区分されており、その地区区分に沿った保存管理の方向性を定める必要性がある。

#### (4) 地区区分の設定

飛鳥宮跡全体の保存・管理を確かなものとするため、史跡指定地とその周辺部について、遺構を保存しながら史跡の活用をおこなう地区、水田景観の保全と遺構の保存をはかりながら史跡の保存・管理をおこなう地区、地下遺構を保存しながら水田景観を維持する地区、地下遺構を保存し将来の追加指定を目指す地区に区分する。

## 2. 保存管理の方法

### (1) 史跡の保護と保全

- ・ 地下遺構の確実な保存を行うために、必要とされる範囲の史跡指定、公有化を推進する。
- ・ 発掘調査や遺構の保存・管理や活用を目的とした整備・活用上の理由および保存管理に関する理由を除き、基本的に指定地内では現状変更は行わない。
- ・ 遺構の保存を確実にし、次世代へ継承するための活用及び整備の方針を定める。

### (2) 積極的・包括的な調査研究と情報発信の実施

- ・ 宮の構造や遺構の性格を解明するための発掘調査を計画的かつ継続的に行う。
- ・ 考古学・歴史学の歴史的研究だけでなく、関連科学、文学など様々な分野において飛鳥宮跡の本質的価値を次世代に継承するための学際的研究とその情報発信を進める。
- ・ 今後も学術調査及び研究を県立橿原考古学研究所が主体となって実施する。

### (3) 歴史的風土・景観の保全

- ・ 古都法に基づき、現状の景観を維持することに努める。史跡整備は現状変更を伴うものであり、現状の景観との調和を図るなかで、その調整を行う。
- ・ 点在する寺社や古墳、宮殿とその合間に広がる水田や町並み及びそれらの背景となる低山が歴史的な重層性をもって構成している明日香の歴史的風土・景観が、整備によって損なわれないよう留意する。
- ・ 整備にあたって、来訪者が飛鳥宮跡を宮廷生活の再現として見る視点（近景）では現代的要素を極力目立たないように修景・撤去する。
- ・ 来訪者が明日香村の中の飛鳥宮跡を見る視点（中・遠景）では歴史的風土の中の人工物の影響が大きくなりすぎないように配慮する。

### (4) 地区区分の設定

- ・ 遺構の性格を踏まえた地区区分を行い、地区別に現状変更の取り扱い方針を定め適切な保存管理を行う。

### 3. 保存管理のための地区区分

第1章で定めた地区区分(図1-1)と第3章で定めた地区区分(図3-2)にもとづいて、保存・管理をおこなう。

史跡指定地を含む計画対象範囲について、内郭内部地区を1-1地区、内郭南方地区を1-2地区、内郭北方地区を1-3地区とする。長期的な検討範囲とした史跡指定地以外の地区については、外郭北地区を2地区、外郭南地区を3地区、エビノコ郭地区を4地区とする。加えて、史跡・名勝飛鳥京跡苑池地区を5地区とする。

#### (1) 内郭内部地区(1-1地区)

発掘調査の成果から掘立柱塀により区画された内郭の内部であり、史跡の枢要をなしている。遺構を保存しながら、史跡の活用・整備をおこなう地区である。

大部分が史跡指定地であり、北半(おおむね北正殿より北)は古都保存法に定められた第1種歴史的風土保存地区、南半は第2種歴史的風土保存地区である。史跡の活用にあたっては、遺構を万全に保存するとともに、北半では景観への配慮がより求められる。

#### (2) 内郭南方地区(1-2地区)

発掘調査の成果から内郭南門南側の「庭」とされ、史跡の枢要をなす内郭の南に接する地区と位置づけられる。遺構の保存管理に万全を尽くすとともに、史跡の整備・活用の推進をはかる地区である。

本計画策定時点では、およそ半分が史跡指定地となっており、古都保存法に定められた第2種歴史的風土保存地区である。

#### (3) 内郭北方地区(1-3地区)

内郭の北および東に接しており、北側については内郭内部と密接に関わって内裏空間の一部と考えられている一方で、東側は調査事例に乏しく、様相は明らかではない。水田景観の保全と遺構の保存の両立をはかりながら史跡の保存・管理をおこなう地区である。

大部分が史跡指定地で、全域が古都保存法に定められた第1種歴史的風土保存地区内である。

#### (4) 外郭北地区(2地区)

地下遺構の保存に万全を尽くすとともに、現状の水田景観を維持する。また、計画的な発掘調査を実施して飛鳥宮跡の全体像を解明するとともに、将来の追加指定を目指す地域である。

全域が古都保存法にさだめられた第1種歴史的風土保存地区内にあっており、現状変更が著しく制限されている。

#### (5) 外郭南地区(3地区)及びエビノコ郭地区(4地区)

計画的に発掘調査をおこないながら、地下遺構を保存し将来の追加指定を目指す地区である。特に、エビノコ郭については、将来にむけて、追加指定をおこなっていくべき地域であり、遺構が保存されるよう万全を尽くす。

古都保存法の第2種歴史的風土保存地区であり、市街化区域にあっている。史跡追加指定にあたっては、現状の土地利用の公共性や便益性に配慮する。

**(6) 史跡・名勝飛鳥京跡苑池地区(5地区)**

史跡・名勝飛鳥京跡苑池については、史跡・名勝としての遺構の保存・管理を行う。整備にむけての事業が進捗しており、飛鳥宮跡の保存・管理方針と整合させ、齟齬が生じることのないような整備を進める。

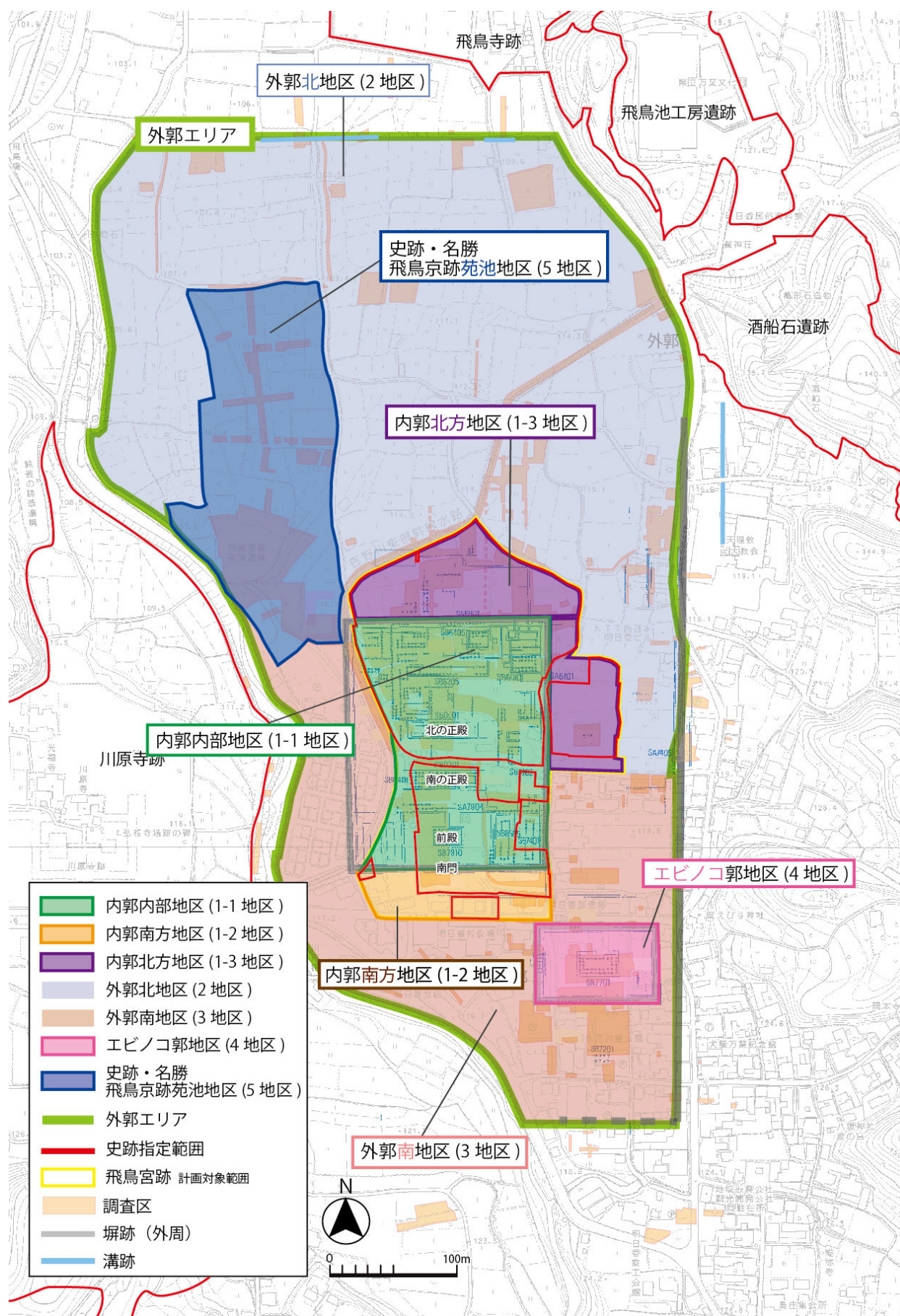


図 6-1 保存管理の計画対象範囲の区分

## 4. 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

### (1) 史跡における現状変更の取扱に関する基本的事項

文化財保護法において、史跡の現状変更の取扱いは第125条に基づき定められている。史跡地内で現状を変更する行為と保存に影響を及ぼす行為については、文化庁長官に許可申請を提出する。ただし、本保存活用計画でさだめられた保存管理基準に反するものや、史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合、史跡の価値や景観を著しく減じると認められる場合は、現状変更は許可されない。

許可申請が必要な行為として、発掘調査、建築物・工作物や土木構築物の新築、造営や改修、地形変更、植栽・抜根などがあり、日常の維持管理行為や災害などの復旧にともなう行為は、許可申請が不要である。ただし、災害などで史跡が毀損した場合は、文化庁に毀損届を提出し、その原状復旧に努めなければならない。

さらに、文化財保護法第184条第2項により、現状変更の許可の一部について都道府県又は市に権限委譲されており、文化財保護法施行令第5条第4項のイ～ヲで定められた軽微な現状変更については都道府県又は市が許可を行う。奈良県においては、地方自治法などにもとづき、条例によって専門職員が配置されている町村に権限を移譲しており、町村が許可を行っている。すなわち、史跡飛鳥宮跡においては、明日香村が軽微な現状変更の許可事務を行っている。

これら現状変更にあたっては、そのまま許可される場合と、専門職員による発掘調査・立会調査を経て、遺構の保護・保全などを条件に許可される場合がある。

### 明日香村による許可が可能な行為

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取



## (2) 歴史的風土特別保存地区・風致地区における取扱い基準

飛鳥宮跡（計画対象範囲）と周辺地域（長期的な検討範囲）は、その全域が明日香村特別措置法による古都保存法による第1種もしくは第2種歴史的風土保存地区に指定されている。

第1種歴史的風土保存地区は、「歴史的風土の保存上枢要な部分を構成していることにより、現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図るべき地域」とされ、第2種歴史的風土保存地区は、「著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図るべき地域」とされている。

あわせて、明日香村景観条例による景観計画区域、明日香村風致条例により第1種、第2種風致地区にも指定されており、これらによって、現状を保存する、あるいは現状の変更を抑制する措置がとられる。

具体的には、以下の(1)～(8)に該当する行為については許可申請が求められ、要件を満たさない場合には許可されない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 建築物その他工作物の色彩の変更
- (6) 屋外広告物の表示又は掲出
- (7) 水面の埋立て又は干拓
- (8) 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積

## 5. 飛鳥宮跡における地区別の現状変更等の取扱方針

### (1) 内郭内部地区・内郭南方地区・内郭北方地区【1-1~3地区】

史跡の調査研究・保存管理・活用整備に資するもの及び防災等の緊急を要する場合の現状変更以外は原則的に認められない。

ただし、指定地内の公有地においても、営農をおこなっている場所があり、農業用水路・倉庫等の改修などの現状変更の許可、民有地においては、既存の住宅や擁壁等の構造物についての現状変更の許可が求められる可能性がある。

こうした行為については、地下遺構の保護・保全などを条件に現状変更を許可するものとする。また、軽微でない現状変更が発生した場合には、公有地化を図る調整が必要である。

なお、飛鳥宮跡の一部に残る未指定地についても指定地に準じた取り扱いとし、工事等の実施にあたっては適切に発掘調査等を実施し、地下遺構の保護を図ることとする。

#### ア 発掘調査

原則として、宮跡の性格解明のための計画的な発掘調査以外は認めない。ただし、次項以下において認める建築物・工作物等の設置等、あるいは軽微な行為にともなう地下遺構の保存のための発掘調査については認められる。

#### イ 建築物・工作物

史跡の保存および維持管理・活用整備に資するもの以外は原則認めない。農業用倉庫の改修など、農地の保全及び維持管理上必要な補修以外については原則認めない。また、住宅については、現在の所有者あるいは居住者による同位置・同等規模での建替を除いては原則認めない。その他、生活に必要な施設に限り、設置、改修を認める。

#### ウ 用水路

農地の保全及び維持管理上必要な補修等、軽微な行為以外は現状変更等を認めない。

#### エ 植栽

史跡の保存および維持管理・活用整備に資するもの、史跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。

#### オ 仮設工作物・案内板等の設置

飛鳥宮跡の価値を高め、周知する行事・イベントの開催について、地下遺構に影響を与えない範囲で仮設構造物や案内板等の設置を認める。

#### カ 地形変更

地形の変更は原則認めない。防災上必要な場合、既設の史跡整備地の更新、史跡整備に伴う変更についてはこの限りでない。

### (2) 外郭北地区【2地区】

将来的に史跡指定による保護を図る地域で、計画策定時点では全域が未指定である。古都保存法により、第1種歴史的風土保存地区に指定されており、明日香村における歴史的風土の保存上、枢要な部分を構成している地域である。

第1種歴史的風土保存地区では、歴史的風土の保存を主眼とし、現に存する歴史的風土をその状態において、維持保存するため建築物その他の工作物の新築、土地形質の変更、木竹の伐採等について現状の変更を厳に抑制するため、行為の規制に重点を置くものとする。

この地区では、古都保存法に則り現状の水田景観を維持しつつ、発掘調査を行いながら、遺

構の保存に万全を尽くす。

### (3) 外郭南地区【3地区】・エビノコ郭地区【4地区】

将来的に史跡指定による保護を図る地域で、計画策定時点では全域が未指定である。

古都保存法により第2種歴史的風土保存地区に指定されている。その内容は、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲において、著しい現状の変更を抑制するための行為の規制に重点を置くものとする。この場合において、農林業のための行為の規制の実施については、農林業が明日香村の基幹的な産業であることに鑑み、地域の特性に応じて農林業の維持振興を図ることが出来るよう特に配慮が図られるものである。

この地区では、古都保存法により住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲での現状の変更が許可される。

なお、現状を変更するにあたっては、史跡指定地内では文化財保護法第125条に基づく現状変更許可申請が必要である。未指定地についても、同法上は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、法第93条もしくは第94条に基づく届出（通知）の手続きが必要である。

加えて、古都保存法、明日香村通知地区条例、明日香村景観条例に基づく許認可手続きが必要である。

表 地区区分と管理方針

| 地区  | 地区名    | 史跡   | 保護法    | 歴風  | 管理方針                               |
|-----|--------|------|--------|-----|------------------------------------|
| 1－1 | 内郭内部   | 指定地  | 125条   | 第1種 | 遺構を保存しながら、史跡の活用・整備を行う              |
|     |        | 未指定地 | 93/94条 | 第2種 |                                    |
| 1－2 | 内郭南方   | 指定地  | 125条   | 第2種 | 遺構の保存管理に万全を尽くすとともに、史跡の整備・活用の推進を図る  |
|     |        | 未指定地 | 93/94条 |     |                                    |
| 1－3 | 内郭北方   | 指定地  | 125条   | 第1種 | 水田景観の保全と遺構の保存の両立をはかりながら史跡の保存・管理を行う |
|     |        | 未指定地 | 93/94条 |     |                                    |
| 2   | 外郭北    | 未指定地 | 93/94条 | 第1種 | 地下遺構の保存に万全を尽くすとともに、現状の水田景観を維持する    |
| 3   | 外郭南    | 未指定地 | 93/94条 | 第2種 | 計画的に発掘調査をおこない、地下遺構を保存して将来の追加指定を目指す |
| 4   | エビノコ郭  | 未指定地 | 93/94条 | 第2種 |                                    |
| 5   | 飛鳥京跡苑池 | 指定地  | 125条   | 第1種 | 史跡・名勝としての遺構の保存・管理を行う               |

## 6.「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の分類と対応

### (1)「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の対応方針(案)

「第3章 史跡の本質的価値」にて整理された「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の各項目について、撤去、当面存置、存置、利用の4方針に分類し、整備計画に組み込む。

撤去、当面存置、存置、利用の各針は以下のとおり。

撤去：存在が史跡の本質的価値の保存と活用のための整備から見て問題があり、除去すべきものであると判断されるもの。整備の際には、撤去及び必要であれば移設等の措置をとる。

当面存置：存在が史跡の本質的価値の保存と活用のための整備から見て問題があるが、種々の事情により撤去及び移設が現時点では不可能であるものについては、整備時に極力保存と活用に影響をおよぼさないように化粧、埋設等の措置を行う。

存置：存在が史跡の本質的価値の保存と活用のための整備から見て問題がないものについては、整備時に保存と活用に影響をおよぼさないように化粧、埋設等の措置を行う。

利用：存在を加工等することにより、史跡の本質的価値の保存と活用がより効果的になるもの。整備時に極力利用し、飛鳥宮跡の目的を達成するためのツールとする。

### (2)「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の分類

「第3章 史跡の本質的価値」にて整理された「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」の各項目について、は以下フロー図により撤去、存置、活用の3つの方針に分類する。

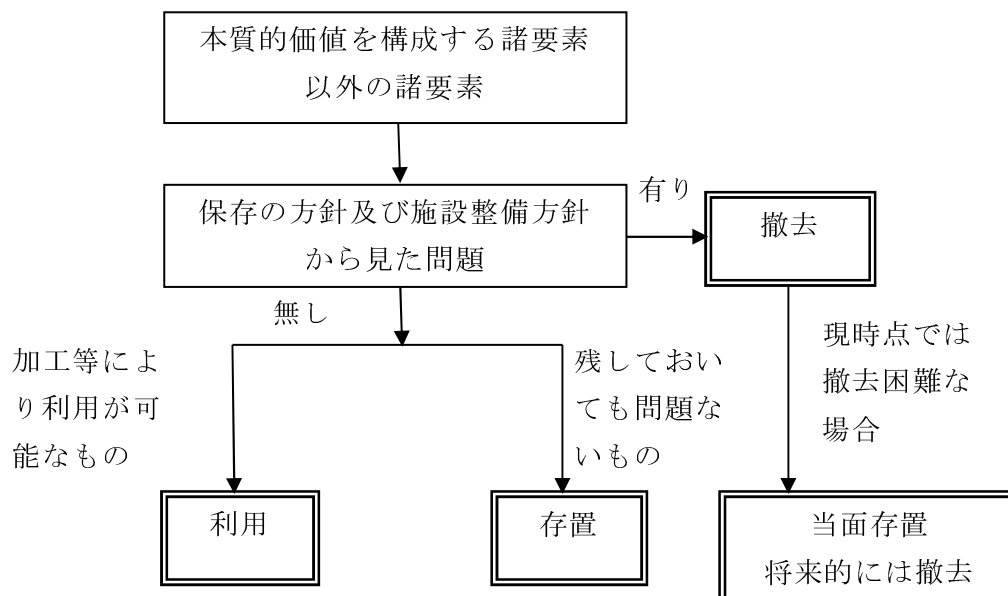


図 6-2 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の分類

## 7. 追加指定と公有化

### (1) 追加指定の方針

内郭及びその周辺においては、遺構の範囲やその意義が判明しつつあることから、計画対象範囲の追加指定は急務である。地権者との調整を経て同意を得たのちに、追加指定に向けた取り組みを行っていく。

重要な遺構が検出されているエビノコ郭地区については、地権者及び明日香村との調整をはかりつつ、史跡への追加指定を進める必要がある。

また、外郭北地区については、古都保存法により水田景観が維持される。計画的な発掘調査をおこないつつ、追加指定をめざす。外郭南地区は、多くが宅地化していることから、地権者との調整を経て調査を進めていく。重要な遺構が検出された場合は、適宜追加指定に向けた取り組みを行っていく。

### (2) 公有地化等の方針

現在史跡指定地内の公有化率は83%まで進んでいる。今後も引き続き、内郭部分を中心に、地権者の同意を得ながら公有化を進めていく。計画対象範囲においては、地権者との調整をはかりながら、追加指定した上で公有化を進める。また、史跡地内および史跡地外である外郭北地区には、古都保存法により県・景観自然環境課所管の県有地となっている箇所がある。営農が許可されており、史跡地内の整備計画箇所については、営農者及び県内関係部局と調整のうえ、県・文化財保存課への移管を検討する必要がある。

